

平成28年第1回臨時会

麻績村議会会議録

平成28年2月15日 開会

平成28年2月15日 閉会

麻績村議会

告 示

麻績村告示 第3号

次の事件のため、平成28年第1回 麻績村議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成28年2月10日

麻績村長 高野 忠房

記

- 1 日 時 平成28年2月15日（月）午後1時30分
- 2 場 所 麻績村役場 議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 麻績村観光施設の指定管理者の指定について
 - (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - (3) 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - (4) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1 番 小山 福績 君

4 番 宮下 仁雄 君

6 番 峰田 昶 君

8 番 尾岸 健史 君

3 番 塚原 利彦 君

5 番 塚原 義昭 君

7 番 坂口 和子 君

不応招議員（なし）

平成28年 第1回 臨時会 第1日目 (2月15日)

出席議員 (6名)

3 番	塚原 利彦 君	4 番	宮下 仁雄 君
5 番	塚原 義昭 君	6 番	峰田 昶 君
7 番	坂口 和子 君	8 番	尾岸 健史 君 (議長)

欠席議員 (1名)

1 番 小山 福績 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (9名)

村 長 高野忠房君 副村長 塚原勝幸君 教育長 飯森力君
村づくり推進課長 宮下和樹君 総務課長 柳原俊文君 振興課長 宮下利秀君
住民課長 峰田江津子君 観光課長 塚原俊樹君 教育次長 森山正一君

事務局職員出席者

議会事務局長 臼井孝夫 書記 岩淵美奈

平成28年 第1回 麻績村議会臨時会（2月）議事日程

平成28年2月15日（月）午後1時30分開会

1 開会宣言

2 議事日程の説明

3 議 事

日程第1 会議録署名議員の指名

3番 塚原 利彦 議員 6番 峰田 昶 議員

日程第2 会期の決定について

平成28年2月15日の1日限り

日程第3 村長あいさつ

日程第4 議案第1号から議案第4号 一括上程

日程第5 議案第1号 麻績村観光施設の指定管理者の指定について

日程第6 議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第3号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

4 閉会宣言

開会 午後 1時30分

◎ 開会（開議）の宣言

○議長（尾岸健史君） 皆さんこんにちは。 定刻となりました。ただいまの出席議員、6名です。1番小山福績議員から、本日の欠席届が提出されていますので、ご報告いたします。それでは、定足数に達していますので、平成28年第1回麻績村議会 臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。なお、報道関係者より撮影並びに議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

◎ 議事日程の説明

○議長（尾岸健史君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。事務局長より、配布資料の確認及び本日の議事日程等について説明願います。事務局長。

[事務局長説明]

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（尾岸健史君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、

3番 塚原 利彦 議員

6番 峰田 昶 議員 を指名いたします。

◎ 会期の決定

○議長（尾岸健史君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りと決定することにご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日2月15日1日限りと決定いたしました。

◎ 村長挨拶

○議長（尾岸健史君） 日程第3 村長挨拶。高野村長。

[村長 高野忠房君登壇]

○村長（高野忠房君） 開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに、平成28年第1回麻績村臨時議会を開催致しましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご参集頂き厚く御礼申し上げます。平成27年度事業につきましては、議員各位をはじめ、村民皆様のご理解・ご協力を賜り、順調に進展しております。若者定住促進を目指しての村営住宅整備や、安心安全の村づくりを目指しての主要村道整備、子育て支援策の拡充、教育施設の整備充実、地域の貴重な歴史・文化の保全など、重要事業が目に見える進展ができておりますこと、議員各位を始め、関係皆様のご理解とご協力によるものと、深く感謝申し上げます。さて、本日の臨時議会では、観光施設・シェーンガルテンおみと聖レイクサイド館の指定管理者の決定と人事院勧告による議会議員、常勤特別職、一般職、それぞれの期末手当の改正、これらの議案を提出させていただきます。何れも重要な案件であります。宜しくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、ご挨拶をさせていただきました。

◎ 議案第1号から議案第4号 一括上程

○議長（尾岸健史君） 日程第4、議案第1号 麻績村観光施設の指定管理者の指定について、議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上、4議案を一括上程といたします。提出者の提案理由の説明を求めます。

高野村長。

[村長 高野忠房君登壇]

○村長（高野忠房君） 本臨時会に提案いたします議案4件につきましての提案理由を申し上げます。最初に議案第1号「麻績村聖高原観光施設の指定管理者の指定について」の提案理由を申し上げます。麻績村聖高原観光施設、シェーンガルテンおみ及び聖レイクサイド館につきましては、平成25年4月1日から株式会社共立メンテナンスを指定管理者として指定して参りましたが、両者協議により5年間契約を2年間短縮し本年3月末で指定管理契約を終了することと致しました。続いて、4月からは新たに株式会社技研サービスを指定管理者として管理をさせたいので、新たな指定について議会の議決を求めるものであります。次に議案第2号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」及び、議案第4号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由を一括して申し上げます。

人事院は平成27年8月6日、国家公務員一般職の給与制度の総合的見直しの実施を国会及び内閣に勧告致しました。国及び政府は人事院勧告どおりの実施することとし、その改

正案を平成28年1月開会の通常国会において提出、去る1月末に議決されました。麻績村におきましてもこれに準じて給与等の改正を致したく、給与改正3議案を提出させていただくものです。議案第2号及び第3号につきましては、議会議員及び常勤特別職の期末手当をそれぞれ0.05月引き上げる条例の改正を、議案第4号につきましては、議案第2号及び第3号と同様期末手当の引上げの他、給料を平均0.36%引き上げる条例の改正をするものであります。いずれも事務手続きを早急に行う必要があることから、本臨時会に条例改正案を提出させていただくものであります。以上議案4件について提案理由を申し上げました。宜しくご審議のほどお願いします。

○議長（尾岸健史君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。ここで暫時休憩し、議案第1号から議案第4号までについて、全員協議会にて、議案提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。それでは、暫時休憩といたします。委員会室へご移動願います。

休息（午後 1 時 38 分）

再開（午後 2 時 05 分）

○議長（尾岸健史君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（尾岸健史君） 会議の前に議案の提出者より訂正の申し出がございますので、提出者より説明を求めます。高野村長。

○村長（高野忠房君） お詫び申し上げ訂正をさせていただきます。先ほど私、提案理由の中で議案第1号につきまして、「麻績村聖高原観光施設」という言葉を使わせていただいたわけですが、これは「麻績村観光施設」でございます。「麻績村観光施設」というところを「麻績村聖高原観光施設」と言ってしまいました。訂正をさせていただき、お詫び申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（尾岸健史君） 総務課長。

○総務課長（柳原俊文君） 申し訳ございません。議案第2号の条例改正の第1条の方に字句が抜けておりましたので、追加をお願いしたいと思います。第1条中の中に第5条第2項中「100分の157を162.5に改める」というふうになっておりますが、その前

に「100分の」という字が抜けておりました。訂正してお詫び申し上げます。

◎ 議案第1号 質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第5 議案第1号 麻績村観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

○議長（尾岸健史君） それでは質疑に入ります。議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

○議長（尾岸健史君） ございませんか。

[なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第2号 質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第6 議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします

○議長（尾岸健史君） それでは質疑に入ります。議案第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

○議長（尾岸健史君） ございませんか。

[なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第3号 質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第7 議案第3号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（尾岸健史君） それでは質疑に入ります。議案第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

○議長（尾岸健史君） ございませんか。

[なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎ 議案第4号 質疑、討論、採決

○議長（尾岸健史君） 日程第8 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（尾岸健史君） それでは質疑に入ります。議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

○議長（尾岸健史君） ございませんか。

[なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

[異議なしと叫ぶ者あり]

○議長（尾岸健史君） 異議なしと認めます。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（尾岸健史君） 全員挙手。よって全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎ 臨時会閉会宣言

○議長（尾岸健史君） 本日、予定されました議事日程は、すべて終了いたしました。ここで、村長から挨拶があります。高野村長。

[村長 高野忠房君登壇]

○村長（高野忠房君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
本日の臨時会におきましては、提出申し上げました議案について、細部にわたり慎重にご審議を賜り、原案通りご承認いただきました。厚くお礼申し上げます。また、ご決定頂きました事項に関して、貴重なご意見や、今後に向けてのご提言等頂きましたが、大切に受け止めさせて頂き、事務の遂行に当たって参る所存であります。議員各位には、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。
本日は、誠にありがとうございました。

○議長（尾岸健史君） 以上をもちまして、平成28年 第1回 麻績村議会臨時会を閉会い

たします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 12 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署名議員

署名議員